

市道西之山加古線改築工事（兵庫県加古川市神野町神野字本畑地内から同市神野町神野字茨谷地内まで）の事業認定に係る兵庫県土地収用事業認定審議会の議事要旨

- 1 開催日時 平成 25 年 9 月 10 日（火）
- 2 開催場所 兵庫県民会館会議室
- 3 議 題 市道西之山加古線改築工事（兵庫県加古川市神野町神野字本畑地内から同市神野町神野字茨谷地内まで）の事業認定関係

4 議事要旨

土地収用法第 25 条の 2 第 2 項の規定に基づき兵庫県知事から諮問された市道西之山加古線改築工事（兵庫県加古川市神野町神野字本畑地内から同市神野町神野字茨谷地内まで）について、兵庫県土地収用事業認定審議会における審議の結果、「土地収用法第 20 条の規定に基づき事業認定をすとの兵庫県知事の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同審議会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・病院ができて、東播磨南北道路のランプもできることにより、交通量が増えるということであれば、事業をしないといけないのではないか。
- ・動植物への影響については、道路拡幅するのは一部であるということで、影響は大きなものではないだろうと思う。